

平成 31 年 2 月 26 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 31 年度 観光需要持続化特別対策事業」の委託に係る
企画提案の募集について

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、北海道観光振興に関し、ご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。
さて、公益社団法人北海道観光振興機構では、「北海道ふっこう割」の終了にともなう観光需要の落ち込みを最小限に抑え持続的な回復を図るために、海外に向けたプロモーションを実施することに致しました。

つきましては、下記の要領にて事業受託者選定のための企画提案を募集いたします。

敬 具

記

1.委託事業名

平成 31 年度 観光需要持続化特別対策事業

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 平成 31 年 9 月 30 日 (月)

3.業務委託内容

(1) プロモーション業務

- ①「春の北海道キャンペーン」の実施
- ②「春の北海道キャンペーン」特設サイトの開設と告知
- ③春の北海道観光情報の集約と発信
- ④北海道観光セミナーの開催

(2) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

4.事業費 29,000,000 円 (税抜き金額 26,851,852 円、消費税額 2,148,148 円)

5.事業説明会の実施

事業詳細に関する説明会は開催いたしません。

別添「企画提案応募要領 (企画提案指示書)」をご覧ください、ご不明点がありましたら担当者までご連絡ください。

6.スケジュール (予定)

- 2月26日 (火) : 公示・観光機構HPに掲載
- 3月 5日 (火) : 企画提案参加表明
- 3月18日 (月) : 企画提案の受付・受領
- 3月20日 (水) : 企画提案の審査、委託事業者決定
- 4月 1日 (月) : 契約締結・業務開始

※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進事業部 海外プロモーショングループ

担当：上田

TEL: 011-231-6736

e-mail : m_ueda@visithkd.or.jp

「平成31年度 観光需要持続化特別対策事業」に係る 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 目的

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震等の風評被害対策による観光需要の急減に対して「北海道ふっこう割」をはじめ様々なプロモーションなどを実施し、北海道の観光需要は回復基調にある。しかしながら、「北海道ふっこう割」の終了にともなう観光需要の落ち込みを最小限に抑え持続的な回復を図るために海外に向けたプロモーションを実施する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。

① 道内に本社又は支店等を有する次の者であること。

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託事業費（上限） 29,000,000円（税抜き金額26,851,852円、消費税額2,148,148円）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成31年9月30日（月）

(1) 業務スケジュール：

2月26日（火）：公示・観光機構HPに掲載

3月5日（火）：企画提案参加表明

3月18日（月）：企画提案の受付・受領

3月20日（水）：企画提案の審査、委託事業者決定

4月1日（月）：契約締結・業務開始

(2) 業務完了日

平成31年9月30日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 「春の北海道キャンペーン」を実施する

抽選で北海道往復航空券や宿泊券等が当たる「春の北海道キャンペーン」を実施する。

訴求力があり分かり易い内容とキャンペーンの運営方法を具体的に提案すること。

① 期間：平成31年4月～6月

② 対象市場：香港、台湾、韓国

③ 対象者：上記期間内に対象3市場からの来道外国人

④ 景品総額：600万円（1市場200万円）

(2)「春の北海道キャンペーン」特設サイト（以下、特設サイトという）を開設する

特設サイトは、北海道の個人旅行が期待できる台湾、香港、韓国在住者をターゲットとし、「春の北海道キャンペーン」を周知するとともに、春の北海道観光情報を発信するサイトとなるものである。

対象市場：香港、台湾、韓国。特設サイトは3言語（英語、繁体字、韓国語）で制作すること。

特設サイトには、次の情報を掲載する。

★掲載する URL は、その国の言語または英語に限定すること。原則、日本語は不可とする。

- ①上記（1）の「春の北海道キャンペーン」について告知する
- ②春の観光地情報（記事）
道内全域、4～6月の観光地、旬の食材、イベント等について掲載する。
※二次交通情報を含めて、サイトを見た人が訪れることが出来るよう工夫すること。
※以下（4）と連動させること。
- ③現地旅行会社と連携し、春の旅行商品の URL を掲載する。
※春の旅行商品とは4月～6月までに出発する商品のこと。
※分かり易くエリア別に工夫すること。
※タイアップする旅行会社・OTAを提示すること（北海道旅行取扱大手5社以上とする）。
- ④航空会社と連携すること。ウェブプロモーションが望ましい。
※春の北海道キャンペーンサイトがあれば、その URL を掲載すること。
※キャンペーンがなくても、航空会社の URL は掲載すること。
- ⑤道内ホテルと連携し、インバウンド向けに春の北海道キャンペーンを実施している場合は、その URL を掲載する。
※原則、春のキャンペーンを実施していることとする。
- ⑥道内事業者と連携し、春の北海道キャンペーンサイトがあれば URL を掲載する。
※道内事業者とは…各種交通機関（JR、高速バス、フェリー）、レンタカー、着地型ツアー運営会社、観光施設（ロープウェイ等）など、観光に関連する者。
- ⑦道内自治体、観光協会等において、春の観光情報が掲載されている記事の URL を掲載すること。
※エリア別に分かり易く工夫すること。
- ⑧その他
※特設サイトは、今回限りで終わらず、今後も活用できる仕様にする事。
※掲載については、観光機構と協議の上決定すること。

(3)「春の北海道キャンペーン」特設サイトを告知する

市場別に、「春の北海道キャンペーン」を告知し、周知する方法を具体的に提案すること。

(4) 春の北海道情報を発信する

春の北海道観光情報（観光地、旬の味覚、イベント等）を整理し、それを広く発信する。

※春とは4～6月を言う

※メディア招聘による情報発信は不可とする

※観光情報作成のための道内取材は可能とする

- ①春の北海道観光情報（観光地、旬の味覚、イベント等）をエリア別に整理すること。
- ②整理した情報の記事を画像とともに作成すること。
※記事は、日本語、英語、繁体字、韓国語の4言語で納品すること。
- ③作成した記事又は広告を対象市場（香港、台湾、韓国）毎に発信するメディアを提案すること。
（メディア種類は指定しない。デジタルでも、紙媒体でも構わない）
（各市場最低5メディア以上。紙媒体も含まれていることが望ましい）
掲載メディアは多い方が好ましい）
- ④作成した記事および画像の汎用（流用）
（2）の特設サイト、機構 SNS（Facebook、WEIBO 等）、機構 GoodDay 北海道 WEB サイト、JNTO の SNS 等、著作権フリーで活用できる仕様にすること。

(5) 北海道観光セミナーの実施

①概要

開催月：平成 31 年 5 月

開催都市：香港、台湾、韓国

内容：春の北海道観光の魅力プロモーション

対象：一般旅行者（BtoC）と旅行会社（BtoB） **2種類実施**

※BtoC 対象セミナーは、現地旅行会社と連携して実施すること。

②手配内容

- ア) 旅行会社、メディア等へのセミナー案内発送、集客管理、最終確認
- イ) 通訳派遣
- ウ) セミナーでのプレゼンテーション用のパワーポイント作成
- エ) 会場手配
- オ) セミナー参加者への記念品

③報告書作成

セミナーの内容、効果、反応、会場風景写真等

(6) その他

上記1.(1)～(5)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象3市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することを可とする。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1)表明期限：平成31年3月5日（火） 午後5時

(2)表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーションG

(担当：上田) E-mail：m_ueda@visithkd.or.jp

(3)表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、現地のネットワークや現地パートナー企業を具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。 **※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない**

① キャンペーン実施に係る経費（特設サイトの構築等）

② セミナー開催に関する業務遂行に関する経費（会場費、資料送付運賃、記念品代、人件費等）

③ メディア情報発信に必要な経費（取材費、掲載費、翻訳費等）

④ その他諸経費（通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費等）

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版/両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

1 1. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部 (会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの6部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ
(担当: 上田) 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 平成31年3月18日(月) **正午 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
一般消費者向けPR実績、旅行会社や航空会社との協力関係構築、北海道の情報発信を行うノウハウ、当該キャンペーン事業を滞りなく遂行する経験があり、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) その他
市場におけるデジタルメディア(OTA、SNS、その他WEBサイト)事情に精通しており、紙媒体とともに効率的、効果的なプロモーションの提案がされているか。

1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (5) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※ 当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「観光需要持続化特別対策事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「観光需要持続化特別対策事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 1 1 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 1 2 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 3 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 4 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 1 5 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 1 6 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 1 7 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 8 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 9 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 _____ 外 _____ 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本 _____ 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)
(名 称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ